

北栄町二地域居住等促進協議会設立準備会

日 時：令和 7 年 2 月 2 6 日（水） 1 1 時から正午まで

場 所：北栄町役場 3 階 第 1 委員会室、WEB

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

（１）二地域居住等促進制度の概要について（資料 1）

（２）北栄町特定居住促進計画の例について（資料 2）

（３）意見交換

（４）協議会の設立について（資料 3）

（５）今後のスケジュールについて（資料 4）

※次回：第 1 回協議会

（候補） 4 月 8 日（火） 1 1 時

4 月 9 日（水） 1 1 時

4 月 1 5 日（火） 1 1 時

（６）その他

3 閉 会

北栄町二地域居住等促進協議会設立準備会 出席者名簿

氏 名(敬称略)	所属・役職	備 考	
岡本 圭司	北栄町副町長	町	
井勢 建二	由良宿自治会長会代表 別所自治会長	自治会	
小椋 秀一	北栄町商工会 事務長	商工会	
吉川 加珠弥	一般社団法人北栄町観光協会事務局長	観光協会	
桑原 慶行	JA鳥取中央営農企画部営農企画課長	農業協同組合	
西村 好美	JA鳥取中央北栄営農センター長		
若狭 春奈	民泊MOKUBA	民泊事業者	
斉尾 俊和	編集・ライター (有) 斉尾建設	地域住民	
小谷 章	中部総合事務所県民福祉局長	県	
長曽我部 まどか	鳥取大学工学部准教授 ほくらぼ	有識者	
大西 浩嗣	町地域力活性化起業人 EI！HOKUEI代表	有識者	※オンライン
伊藤 俊徳	(一社)WorkDesignLabパートナー	複業アドバイザー	※オンライン
西尾 知宏	(株)ラシック取締役	オブザーバー	※オンライン
加藤 遼	(株)パソナJOBHUBソーシャルイノベーション部長	オブザーバー	※オンライン
永田 裕一	観光交流課長	町事務局	
清水 直樹	産業振興課長	町関連課	
中野 智子	企画財政課長	町関連課	
渡辺 健二	生涯学習課長	町関連課	

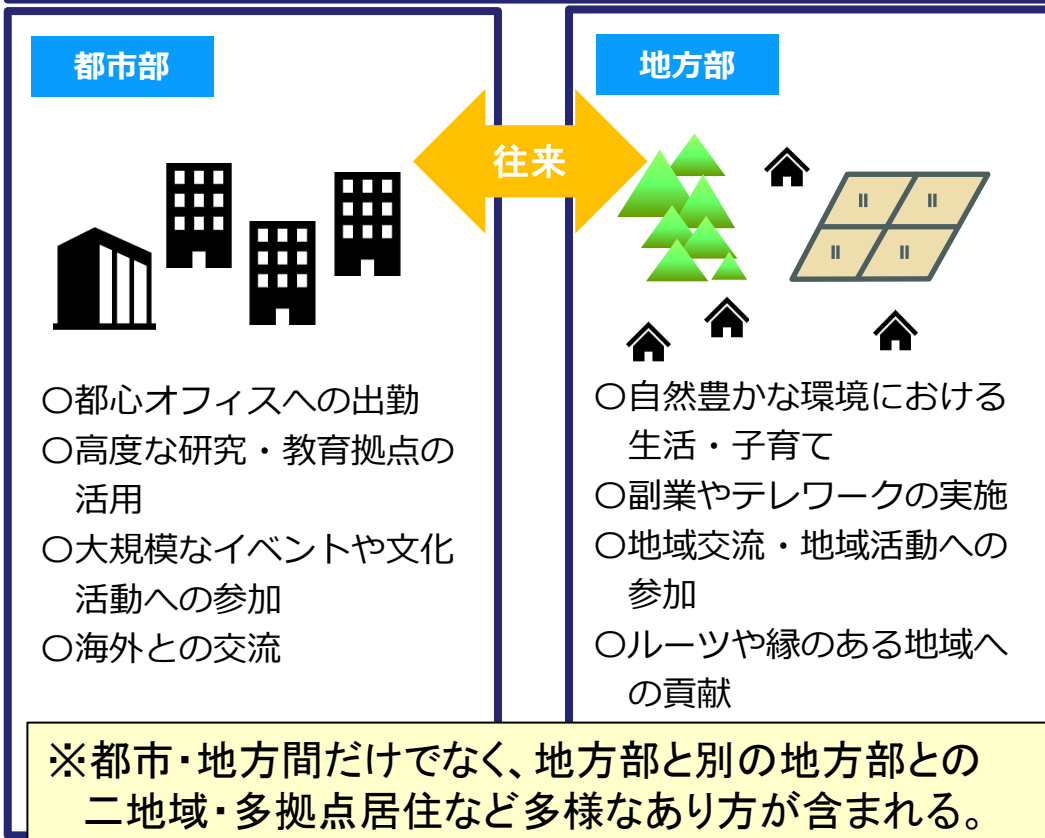
二地域居住とは

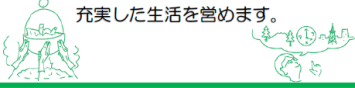
○二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方

○二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在

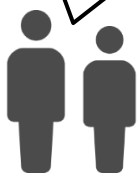
- ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
- ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本を活用**し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
- ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
- ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。

資料1



新しい体験・多様な体験 都市でも地方でも それぞれの地域の良さを享受できる 新たな出会いや体験が待っています 	新たなコミュニティに参加 今までいた場所では出会えなかった コミュニティに参加できるかもしれません。 多様な趣味のサークルや近所づきあいなど 貴重な人や場とのつながりが身近に。 
働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現 自身の志向や感性に応じて時間や場所を 選択する生活スタイルの可能性がります。 地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーなど を日常的にもっと味わうことが可能になり、 充実した生活を営めます。 	地域に必要とされる存在・自己実現 自身の趣味や特技、培った経験を 多様な地域で発揮することで、 その地域の助けとなるとともに、 やりがいや生きがいにつながります。 
災害時等のいざというときの 避難場所として 日本はいつ災害に見舞われるか分からない 災害列島です。 二地域居住をしていれば、いざというときに 住み慣れた地域へ避難することができます。 	将来の移住に向けて 現在の拠点を残しながら、 別の地域での生活をお試し。 移住に比べて、かかわりを残しながら、新た な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。 

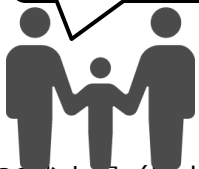
将来は地方で暮らしたい!



20代夫婦、共に都会出身、都会在住

- ・ 地方への移住の意向があり、短期の休暇等でお試し居住を実施している
- ・ 転職を視野に、地域での仕事探しを進めようと考えている
- ・ 移住者との交流や、地域の生活環境の情報を希望している

子供と自然を楽しみたい!



30代夫婦(地方出身)、共働き、子供、都会在住

- ・ 週末を中心に都市部からほど近い地方に繰り返し通ってアウトドアや趣味を満喫し、テレワークとも組み合わせている
- ・ ホテルや旅館などの定額サービスを利用している
- ・ 地域の祭りやボランティアにも参加して、より地域に溶け込みたいと考えている

スキルを活かして地域に役立ちたい!



30代单身、専門職、都会で就職

- ・ 都市部に加えて地方でも働き、都会の便利さと地方の豊かさの両方を享受している
- ・ 専門技能を活用して地域企業や地域のまちづくりに協力し、起業も視野に入れている

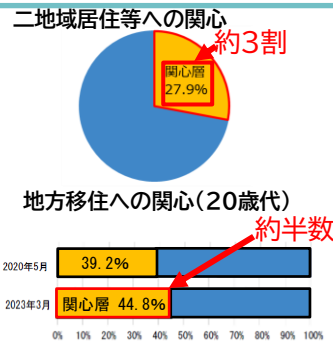
地方への移住を希望する若者夫婦や、週末を中心に子供と自然を楽しむ家族、専門技能を活かして都市と地方を行き来して働く者など、地域との関わり方は様々であり、これらに応じ、「二地域居住」促進に取り組みたいという市町村の取組を支援

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的地域活性化基盤整備計画**の作成について提案が可能

都道府県 (広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- ※ 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- ※ 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能
- ※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)

- ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
- ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

二地域居住の促進に向けた取組イメージ



二地域居住促進のための主な連携予算要求(R7年度概算要求)

分野	予算(項目)	内容	R7予算要求
住まい	空き家対策総合支援事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	7,900百万円
	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)		社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)		
なりわい(仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設(R6年度より)	130百万円
	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加	300百万円
インフラ	広域連携事業(社会資本整備総合交付金)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業650百万円の内数
地域交通	共創・MaaS実証プロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業27,399百万円の内数
デジタル	デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府) (地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	120,000百万円の内数
農山漁村	農山漁村振興交付金(農水省) ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち農村RMO形成推進事業	特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援	10,388百万円の内数

北栄町における 特定居住促進計画のイメージ

2025.2.26 北栄町副町長 岡本 圭司

北栄町で二地域居住に取り組む意義

(現状の問題)

- 人口減少と少子高齢化
- 地域・産業の担い手不足
- 移住者の争奪競争の激化

+

(北栄町の強み)

- 移住・関係人口の取り組み
- 名探偵コナンに会えるまち
- R7-R9 大型プロジェクト



(まちの価値の最大化、資源の確保)

- 担い手の確保(高度人材 + 農商工業の働き手の補完)
- 移住定住に向けた裾野の拡大
- にぎわいづくり(経済効果、地域との交流)

特定居住促進計画とは

- 北栄町における二地域居住の促進に関する基本的な方針や、拠点整備に関する事項などを記載したもの
- 県の計画と連携し、地域の関係者（特定居住促進協議会）等と協議しながら作成

（特定居住促進計画に記載する事項）

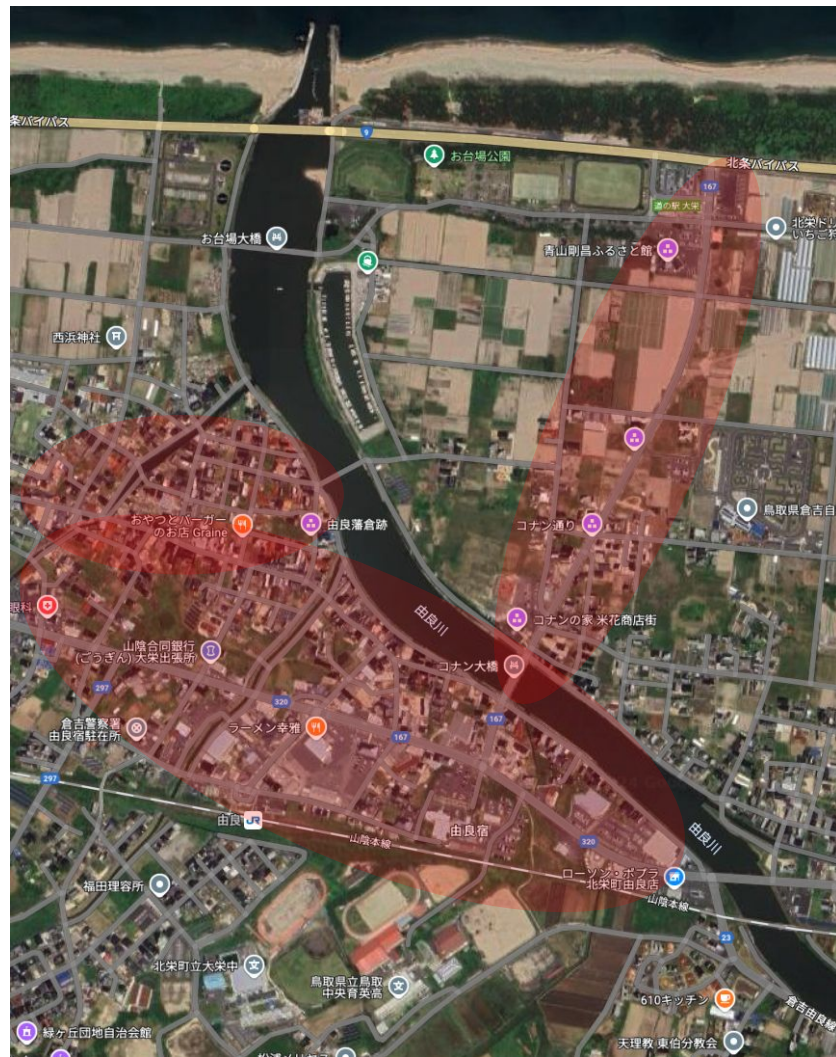
- ① 特定居住促進区域
- ② 活動に関する基本的な方針
- ③ 特定居住拠点施設の整備
- ④ 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設
- ⑤ 施設整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務
- ⑥ 拠点施設関連基盤施設整備事業との連携
- ⑦ 計画期間

北栄町における特定居住推進計画のイメージ

※本資料は特定居住計画のイメージを持っていただくためのもので、
決定事項ではありません。

特定居住促進区域

- コナン通り周辺（道の駅大栄～現ふるさと館～新ふるさと館・米花商店街）
- 由良宿（由良駅周辺、旧街道、由良川周辺）
- 観光地域、旧市街地、旧町営住宅
- 農業振興地域、大栄都市マスタープラン、立地的適正化計画との整合を図る



二地域居住の促進に関する基本的な方針(例)

(目指す将来像)

- 住民と二地域居住者が共に”つながり””まなび”実践する”まちの実現によるウェルビーイング向上と持続可能なまちづくり



- これまでの関係人口の取り組みをベースに、滞在期間の延長、交流の深化
- 地域課題(担い手不足)の解決に向けた地域産業への関係人口の参加促進
- 年間20万人を超える名探偵コナンファンを中心とする来町者との関係作り

(二拠点居住者への期待)

- 関心・スキル・ネットワークの活用による地域課題(担い手不足)解決への参加
- 関係人口の裾野の拡大を通じた(結果としての)移住・定住人口の増加

(取り組み方針の提示)

- 宿泊施設誘致、旧町営住宅改築などを通じた滞在環境の整備
- オンライン・オフライン双方の常設的な交流と参加の仕組み作り(公民館整備、コミュニティマネージャー等)

(目標達成状況の評価)

- 複業人材の受け入れ事業所数
- 地域住民と二地域居住者のコミュニティの参加者数
- 中央公民館大栄分館の町外利用者数

特定居住拠点施設の整備に関する事項(例)

施設区分	項目
宿泊施設	● 民泊の創業等の支援(由良宿) ● 宿泊施設の誘致(由良駅前)
コワーキングスペース	● 北栄町図書館の一部を改装(由良宿)
交流施設	● 北栄町中央公民館大栄分館(由良宿)

その他、現在の青山剛昌ふるさと館の移転後の活用、お試し居住施設、シェアオフィスや共同店舗の設置などが考えられる

特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するための施設の整備(例)

施設区分	項目
飲食店	● 飲食店の創業等の支援(エリア全域)
事務所・店舗等	● 創業等の支援(エリア全域)

施設整備の効果を高めるための事業・事務(例)

- 地域の人事部事業
- 二地域居住等事業
- 就労・創業支援事業
- まちの新たな賑わい創出支援事業
- 民泊推進事業
- 北栄暮らし支援事業
- コナンのまちづくり事業

その他の事項(例)

- 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項
 - 鳥取県計画と調整の上記載
- 計画期間
 - 令和7年度から11年度までの5年間

特定居住促進協議会

二地域居住促進にむけ関係者の意見を
聴取し、合意形成を図るための組織

(構成員)

- 都道府県・市町村
- 特定居住支援法人、地域住民等
- その他当該市町村が必要と認める者(商工会、JA、観光協会など)

北栄町における構成

- 北栄町関係課
- 鳥取県(担当課・中部県民局等)
- 関係自治会
- 北栄町商工会
- JA鳥取中央
- 北栄町観光協会
- 二地域居住実践者(複業者)
- その他オブザーバー(有識者)

特定居住支援法人

二地域居住促進を通じた地域活性化に取り組む市町村の補完的な役割

- 希望者への情報提供・相談支援
- 利便性・就業に係る施設整備
- 調査研究、普及啓発

※一部機能のみでも可能

※複数法人を指定可能

情報提供・相談支援を行うNPO法人等

住まいの確保に関する業務を行う
宅地建物取引業者等

仕事のマッチングや就業支援を行う
商工会・農業協同組合

まちづくり、地域活性化、居住支援に
取り組む法人

（設置）

第1条 二地域居住等の促進を通じ、本町への人の流れの創出・拡大による地域活性化を図るため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第31号。以下「広活法」という。）第23条に定める特定居住促進協議会として、北栄町二地域居住等促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- （1）広活法第22条に定める特定居住促進計画の作成及びその実施に関する協議。
- （2）その他二地域居住等の促進を図るための施策に関し、必要な事項に関する協議。

（構成機関等）

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等により構成する。

- （1）商工会
- （2）鳥取中央農業協同組合
- （3）観光協会
- （4）地域住民
- （5）学識経験者
- （6）鳥取県
- （7）北栄町
- （8）その他町が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、構成機関等を変更することができる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて開催することとし、いずれも会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者にオブザーバー等として出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務は、北栄町役場観光交流課で処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

資料 4

今後のスケジュールについて

時 期	内 容
令和 7 年 2 月 2 6 日	設立準備会の開催
4 月～ 5 月	協議会の開催
5 月	計画案の意見聴取（パブリックコメント、県）
6 月	特定居住促進計画の策定及び公表、議会報告
令和 8 年 3 月	協議会の開催

※その他、必要に応じて随時協議会を開催する。